

○福岡県の要請に応じて、【第12期】9月13日～9月30日の全ての期間に営業時間短縮等を行った事業者の皆さまに協力金を給付します。

○要件を満たす事業者の皆さまに【第12期】協力金の一部を先渡給付します。

期		【第10期】		【第11期】	【第12期】																							
区域	①北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域(筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、糟屋郡(宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町)、朝倉郡(筑前町、東峰村))		②その他市町村	県内全域																								
期間	8月1日(日)0時 ～8月19日(木)24時			8月20日(金)0時 ～9月12日(日)24時	9月13日(月)0時 ～9月30日(木)24時																							
対象施設	○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は要請の対象 ※【第11期】、【第12期】では、「飲食店営業許可を受けていないカラオケ店」は要請の対象 ○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場																											
要請内容	福岡コロナ警報期間の要請【8月1日(日)0時～8月1日(日)24時】 ○営業時間を5時から21時までの間とすること(もとの営業時間が5時から21時までの間である店舗は対象外) ○酒類提供は11時からとし、20時30分をオーダーストップとすること ○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)におけるカラオケ設備の利用自粛			※第11期については、8月20日から応じられなかった場合は、8月20日以降、引き続き第10期の要請に応じ、8月23日までに第11期の要請に応じた方が対象になります。 ○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケボックスや酒類持ち込みを認めている飲食店を含む) 次の(1)、(2)のいずれかに応じること (1)休業すること (2)酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時とすること(もとの営業時間が5時から20時までの間である店舗は対象外) ○酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等 営業時間を5時から20時とすること(もとの営業時間が5時から20時までの間である店舗は対象外)																								
	まん延防止等重点措置期間の要請【8月2日(月)0時～8月19日(木)24時】 ※8月2日から応じられなかった場合は、8月5日までに応じた方が対象になります。 ○営業時間を5時から20時までの間とすること(もとの営業時間が5時から20時までの間である店舗は対象外) ○酒類提供を行わないこと ○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)におけるカラオケ設備の利用自粛			○営業時間を5時から21時までの間とすること(もとの営業時間が5時から21時までの間である店舗は対象外) ○酒類提供は、業種別ガイドラインを遵守し、県「感染防止宣言ステッカー」掲示店において、「対策項目チェックリスト」の全項目を満たし、リストを掲示している店舗に限る。酒類提供は11時から20時オーダーストップとし、4人以下のグループに限る ○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)におけるカラオケ設備の利用自粛																								
1店舗あたり給付額	○1日あたり給付額(※)×19日間 ※8月1日から「福岡コロナ警報期間の要請」に応じているまでの間(最長8月4日まで)は、②その他市町村と同じ		○1日あたり給付額×19日間		○1日あたり給付額(※)×24日間 ※8月20日から第10期の要請に応じているまでの間(最長8月22日まで)は、第10期と同じ																							
	※「売上高減少額方式」も選択可																											
	中小企業 「売上高方式」																											
	大企業 「売上高減少額方式」																											
協力金		<table><tr><th>1日あたり売上高</th><th>【1日あたり給付額】</th></tr><tr><td>10万以下</td><td>4万円</td></tr><tr><td>10万円超 25万円未満</td><td>1日あたり売上高の4割</td></tr><tr><td>25万円以上</td><td>10万円</td></tr></table>	1日あたり売上高	【1日あたり給付額】	10万以下	4万円	10万円超 25万円未満	1日あたり売上高の4割	25万円以上	10万円	<table><tr><th>1日あたり売上高</th><th>【1日あたり給付額】</th></tr><tr><td>8万3,333円以下</td><td>2万5千円</td></tr><tr><td>8万3,333円超 25万円未満</td><td>1日あたり売上高の3割</td></tr><tr><td>25万円以上</td><td>7万5千円</td></tr></table>	1日あたり売上高	【1日あたり給付額】	8万3,333円以下	2万5千円	8万3,333円超 25万円未満	1日あたり売上高の3割	25万円以上	7万5千円	<table><tr><th>1日あたり売上高</th><th>【1日あたり給付額】</th></tr><tr><td>10万以下</td><td>4万円</td></tr><tr><td>10万円超 25万円未満</td><td>1日あたり売上高の4割</td></tr><tr><td>25万円以上</td><td>10万円</td></tr></table>	1日あたり売上高	【1日あたり給付額】	10万以下	4万円	10万円超 25万円未満	1日あたり売上高の4割	25万円以上	10万円
1日あたり売上高	【1日あたり給付額】																											
10万以下	4万円																											
10万円超 25万円未満	1日あたり売上高の4割																											
25万円以上	10万円																											
1日あたり売上高	【1日あたり給付額】																											
8万3,333円以下	2万5千円																											
8万3,333円超 25万円未満	1日あたり売上高の3割																											
25万円以上	7万5千円																											
1日あたり売上高	【1日あたり給付額】																											
10万以下	4万円																											
10万円超 25万円未満	1日あたり売上高の4割																											
25万円以上	10万円																											
家賃支援金		[1日あたり給付額] 1日あたり売上高減少額の4割																										
		上限:「20万円」	上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額	上限:「20万円」																								
○8月の家賃月額×2/3(上限20万円)を加算 ※酒類提供を取り止めた場合が対象 ※11期で加算済の場合は加算無し				○8月及び9月の家賃月額×2/3(各上限20万円)を加算 ※10期又は12期で加算済の場合は加算無し	○9月の家賃月額×2/3(上限20万円)を加算 ※11期で加算済の場合は加算無し																							
		※酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が要請に応じた場合が対象																										
		※北九州市の店舗は、北九州市の家賃支援金の対象となるため、北九州市に申請願います。福岡市の店舗のうち、10期～12期に休業した店舗(10期は時短営業でも可)は、福岡市の家賃支援金の対象となるため、福岡市に申請願います。																										
申請受付	9月13日(月)～10月12日(火)				10月1日(金) ～10月31日(日)																							

先渡給付申請について

	【第10期先渡給付】	【第11期先渡給付】	【第12期先渡給付】
先渡給付要件 ※(1)～(3)の全てを満たす方が対象です。	(1)8月1日から8月24日までの全期間、県の全ての要請に協力いただくこと ※8月20日～24日は、引き続き【第10期】の要請に応じるか、【第11期】の要請への対応を8月23日までに開始する必要があります。 ※「まん延防止等重点措置期間の要請」に8月2日から応じられなかった場合は、8月1日以降、引き続き「福岡コロナ警報期間の要請」に応じ、8月5日までに「まん延防止等重点措置期間の要請」に応じた方が対象になります。	(1)8月20日から9月12日までの全期間、県の全ての要請に協力いただくこと ※【第11期】の要請に8月20日から応じられなかった場合は、8月20日以降、引き続き第10期の要請に応じ、8月23日までに第11期の要請に応じた方が対象になります。	(1)9月13日から9月30日までの全期間、県の全ての要請に協力いただくこと
	(2)令和3年1月16日以降実施分の協力金(第1期以降)について受給実績があること (3)要請期間後の申請を売上高方式で申請する事業者であること(大企業は「売上高方式」を選択できないため、先渡給付の対象外) ※給付要件を満たしたこと(全期間、県の全ての要請にご協力いただいたこと等)を確認するため、<u>要請期間終了後に必ず本申請を行ってください。</u> ※後日、給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、先渡給付額は返還していただきます。		
先渡給付額	①北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域： 80万円(4万円/日×20日分) ②その他市町村： 50万円(2万5,000円/日×20日分)	県内全域:64万円(4万円/日×16日分)	県内全域:48万円(4万円/日×12日分)
	※売上高に応じて算出した総給付額と先渡給付額との差額については、本申請の審査後、追加給付します。		
申請書類	先渡給付申請書(※添付資料は不要)		
申請方法	電子申請、郵送申請		
申請受付期間	8月1日(日)～8月20日(金)	8月20日(金)～9月4日(土)	9月13日(月)～9月24日(金)

協力金に関するお問い合わせ先

申請方法等についてはホームページを御覧いただくか、コールセンターにお問合せください。

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時～17時)

福岡県感染拡大防止協力金



福岡県感染防止認証マークについて

県が定める感染防止対策の基準をすべて満たしている飲食店であることを示す「感染防止認証マーク」を取得し、安心して利用できる飲食店であることを利用者へお知らせしましょう。

<感染防止認証制度コールセンター> TEL:0120-236-630 (10:00～17:00 平日)

